

徳島県と三井住友海上火災保険株式会社との  
地域産業の育成・振興及び地方創生に向けた連携支援に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互に協働、連携し、県内産業の育成・振興と地域経済の活性化を目的とした県内事業者等への各種支援及び地方創生の加速を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙が、相互に協働、連携し、県内事業者等への各種支援を円滑に行うことにより、県内産業の育成・振興と地域経済の活性化及び地方創生の加速を図ることを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について取り組む。

＜産業活性化・近未来技術＞

- (1) ロボットビジネス等の新産業の創出、振興、リスクマネジメントの支援に関する事。
- (2) アグリビジネス（農商工連携、6次産業化関連）のリスクマネジメントの支援に関する事。

＜経営支援・BCP＞

- (3) 海外進出支援に関する事。
- (4) BCP（事業継続計画）策定支援に関する事。
- (5) 人材育成支援に関する事。
- (6) 経営力強化支援に関する事。
- (7) 事業承継支援に関する事。
- (8) 健康経営の推進に関する事。

＜地方創生＞

- (9) 消費者行政の推進に関する事。
- (10) 人口減の抑制、社会環境整備、地域づくり等、地方創生支援に関する事。

＜その他＞

- (11) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の円滑な進行管理を図るため、連絡会議を定期的に行うなど、緊密な情報交換を行い、必要な協働、連携を推進するものとする。

また、具体的な実施事項については、甲と乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、甲と乙との協議により原則として、当該関係会社を当事者に加え、各当事者の責任の範囲を定めるものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく協働、連携において、他の当事者から提供を受けた情報を、当該当事者の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 他の当事者から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は他の当事者から提供を受けた後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 他の当事者から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は他の当事者から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定が第4条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに甲と乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意を持って協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙署名の上、各自その1通を保管する。

平成29年6月1日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地  
徳島県  
徳島県知事



乙 香川県高松市古新町二丁目3番地  
三井住友海上火災保険株式会社  
執行役員四国本部長

